

発議第 3 号

読谷村議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び読谷村議会会議規則（昭和62年読谷村議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出します。

令和7年3月3日提出

読谷村議会議長 伊 波 篤 殿

提出者 読谷村議会運営委員会

委員長 神 谷 嘉 栄

読谷村議会基本条例の一部を改正する条例

読谷村議会基本条例（平成21年読谷村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「議員が提案するものとする」を「議員も提案できるものとする」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。